

研究発表大会および学会誌の企画運営と論文審査に関する規程

第1条(目的)

本規程は、研究発表大会の企画運営、学会誌の企画編集、論文審査を適正かつ効率的に行うことを目的とする。

第2条(委員会の設置と役割)

- 1, 理事会の下部機構として、次にかかげる二つの委員会を置く。
 - (1)研究発表大会実行委員会
 - (2)学会誌編集・論文審査委員会
- 2, 研究発表大会実行委員会は、研究発表大会の企画および運営を行う。
- 3, 学会誌編集・論文審査委員会は、学会誌の企画および編集を行う。
- 4, 学会誌編集・論文審査委員会は、次にかかげる事項の審査を行い、理事会に報告する。
 - (1)研究発表大会の「発表要旨」、「予稿原稿」等および研究発表大会での報告の適否
 - (2)「学会誌掲載候補原稿」および学会誌への掲載の適否

第3条(研究発表大会の企画運営と審査)

- 1, 研究発表大会実行委員会は、研究発表大会を企画し、大会のプログラム、発表予定者数、発表候補者と「発表要旨」、「予稿原稿」等を学会誌編集・論文審査委員会に提出し、学会誌編集・論文審査委員会に審査を依頼する。
- 2, 学会誌編集・論文審査委員会は、第5条に定める研究発表大会での「発表要旨」および「予稿原稿」の審査基準に基づき、「発表要旨」、「予稿原稿」等を審査し、研究発表大会での報告の適否について審査し、理事会に報告する。
- 3, 理事会は、学会誌編集・論文審査委員会の報告に基づき、会議を開きまたは持ち回りで必要な審査を行い、報告の適否について最終決定し、研究発表大会実行委員会に指示する。
- 4, 研究発表大会実行委員会は、採否の決定を、遅滞なく、本人に通知する。

第4条(学会誌の企画編集と審査)

- 1, 学会誌編集・論文審査委員会は、第6条に定める「学会誌掲載論文審査基準」に基づき、学会誌掲載候補原稿を審査し、学会誌への掲載の適否について審査し、理事会に報告する。
- 2, 理事会は、学会誌編集・論文審査委員会の報告に基づき、会議を開きまたは持ち回りで必要な審査を行い、学会誌への掲載の適否について最終決定し、学会誌編集・論文審査委員会に指示する。
- 3, 学会誌編集・論文審査委員会は、採否の決定を、遅滞なく、本人に通知する。

第5条(研究発表大会での「発表要旨」および「予稿原稿」の審査基準)

- 1, 研究発表大会での報告の適否については、次にかかげる事項を総合的に考慮のうえ、報告の適否を決定する。
 - ①経営倫理に関わるテーマであること
 - ②統一論題または社会の関心にこたえるものであること
 - ③学会の研究水準の維持・向上に資するものであること
 - ④著作権、プライバシーもしくは営業秘密を侵害せず、また法令に違反するものでないこと
 - ⑤新規研究者の発掘、育成に資するものであること
 - ⑥その他理事会が定める当該年度の特別の条件を具備していること
- 2, 学会からの発表依頼者、研究部会からの発表推薦者、一般発表希望者の数、学会の会場と日程 とスケジュール等を考慮して決定した当該年度の大会発表者総数枠の範囲におさまるよう研究発表者の数、発表時間等を調整するものとする。

第6条(学会誌掲載論文審査基準)

- 1, 研究発表大会での報告者は、学会誌掲載候補者となり、研究報告内容を「学術論文」として取り纏め(学会誌掲

載候補原稿という)、学会誌への掲載を申請することができる。

- 2, 学会誌編集・論文審査委員会は、必要に応じて、コール・フォー・ペーパー(CFP)方式で、学会員に対して学会誌掲載論文を公募することができる。CFP方式の運用については、別途定められた「CFP方式での論文募集に関する内規」に従うものとする。
- 3, 学会誌編集・論文審査委員会は学会誌掲載候補原稿について、次にかかげる事項を総合的に考慮のうえ、学会誌への掲載の適否を決定する。
 - ①経営倫理に関わるテーマであること
 - ②学術専門誌である学会誌に掲載する学会報告として適切なものであること
 - ③学会の研究水準の維持・向上に資するものであること
 - ④学術論文としての形式(学会誌論文執筆基準をいう)と内容(独創性、証明・論理性、実践性をいう)を具備していること
 - ⑤学会誌編集・論文審査委員会が必要と認め、特定の掲載候補論文に関し、学会内外の専門家2ないし3名をレフェリーとして指名し審査させたときは、その査読にもとづく助言・指導による訂正を受け入れること。
 - ⑥著作権、プライバシーもしくは営業秘密を侵害せず、また法令に違反するものでないこと
 - ⑦その他、理事会が定める当該年度の特別の条件を具備していること
- 4, 学会誌編集・論文審査委員会は、研究発表大会報告者、学会からの投稿依頼者の数、学会誌の許容総頁数および許容費用等を総合的に考慮して決定した学会誌の総頁枠の範囲におさまるよう、学会誌の掲載論文の数および頁数を調整するものとする。
- 5, 学会誌編集・論文審査委員会は、学会誌掲載を適当と認められた論文のうち、学術論文とは性格を異にするが、政策的もしくは実践的に意義のある主張や提言等がなされているものを、学会誌の「論説」欄に掲載することにつき、理事会に諮ることができる。
- 6, 学会誌編集・論文審査委員会は、学会誌掲載を適当と認められた論文のうち、学術的論文としては未完成の研究覚書、調査研究継続中の考察、資料的価値の高いもの等を学会誌の「研究ノート」欄に掲載することにつき、理事会に諮ることができる。

第7条(学会誌編集・論文審査委員会の審査手続)

学会誌編集・論文審査委員会の審査は次にかかげる手続による。

- ①学会誌編集・論文審査委員会は、原則として、当該年度の審査担当者数名(うち少なくとも3名は委員とし、1名を主査とする)を指名し、審査を委嘱する。
- ②審査担当者は、研究発表大会での報告の適否または学会誌への掲載の適否について審査し、研究発表または学会誌掲載の不適當なものについては、その理由を明示の上、主査が代表して学会誌編集・論文審査委員会に報告する。
- ③学会誌編集・論文審査委員会は、審査結果報告に基づき、研究発表大会での報告の適否または学会誌への掲載の適否について審議決定し、理事会に報告する。

第8条(事務局)

本規程の運営に関する事務は、学会事務局が行う。

第9条(改正)

本規程の改正は、学会誌編集・論文審査委員会の議を経て、理事会が行う。

附則

- 1, この規程は、平成16年10月23日から施行する。

施行年月日 平成16年10月23日
改正年月日 平成23年12月 3日
平成24年12月15日